

第2回「貸切バス運転者に対して行う指導及び監督の改正検討 ワーキンググループ」 議事概要

【日時】平成28年6月14日（火）15:00～17:00

【場所】中央合同庁舎2号館低層棟1階 共用会議室5

【出席者】北島委員、高柳委員（代理：渡辺良祐氏）、堀野委員、藪委員、安宅オブザーバー、石川オブザーバー、勝又オブザーバー、長尾オブザーバー、西田オブザーバー、山下オブザーバー

【議事概要】

■指導監督の改正の概要について（資料2参照）

- 初任運転者の対象を「新たに雇い入れられた全ての運転者」とすることは妥当。
- 既に初任運転者としての指導を受けて貸切バスの運転者となっている者がグループ内で会社を跨いで異動するケース等の取扱いについては、実態を踏まえた上で納得感のある制度設計となるよう考慮すべき。
- 貸切バスと乗合バスでは、例えば変速方式がMTとATで異なる等、運転に必要な技能が異なっていることから、乗合バス運転者が貸切バスの運転者に異動するケース等では改めて運転技能の習熟が必要。

■実技の内容及び時間について（資料3参照）

- 車両により操作特性が異なるため、実際に乗車する車両を用いた習熟訓練は重要。山間地域の下り坂等、実際の走行を想定した道路形状における習熟が必要。
- 急ブレーキに関しては、2種運転免許の取得の要件となっているため運転者は技能を有しているはず。したがって、静止状態の反復練習により、実際に乗車する車両のブレーキ操作に習熟することが重要。一方、実走行での訓練は、安全性の一層の確保に資すると考えられるが、公道上での実施は法令違反となるため、専用施設等における実走行により訓練する必要がある。専用施設等における実走行訓練は真面目に事業を実施している中小事業者にとって大きな負担となるため、推奨とすることが適当。その際、地域間公平性の担保を視野に入れながら、活用可能な施設を把握し、事業者情報提供することも必要。
- アンケートへの回収率について、実技訓練を実施していない事業者や実技訓練を行っているものの時間数まで決めていない事業者の中には、現在は実技訓練は努力義務であるため回答は不要と判断し回答しなかった可能性がある。
- 中小事業者の中で実技訓練を実施している事業者における取り組みを把握し、他の事業者情報提供することも有意義。
- 20時間がベストかどうかを判断することは難しいが、不慣れなまま運転手として運行に当たることは問題との観点から、20時間程度（最短で3日程度）の実技訓練は必要。

○過去に実施したEUの制度の調査（2014年）の際に入手した資料により、EUにおける実技訓練時間を20時間としている根拠が示されているのであれば、それを参考とすることも考えられる。

○実施時間を20時間と決めることによる悪影響（それ以上の時間を実施している事業者が訓練時間を減らすことにならないか）については、既に組み上がっている実技訓練のプログラムを変更することは考えづらく、問題にならないと思われる。20時間以上実施済み事業者については、他社の模範になるなど、良好事例として紹介する事も考えられる。

■ドライブレコーダーを用いた教育について（資料4参照）

○ドライブレコーダーの映像を見せる時間について、30分とか1時間の映像で教育を行おうと思うと、教育を受ける側が飽きてしまう。15分程度の映像でどのくらい詰め込むかがポイントであり、ヒヤリ・ハットの吸い上げがベストではないか。

○ヒヤリ・ハットだけでなく、事故を防げたという好事例を共有するという方法もあるのではないか。また、ドライブレコーダーの活用に関するマニュアルの作成についても検討すべき。

○全ての事業者が大量の映像データによる、「データ洪水」に襲われる可能性がある。トラック協会では事業者以外の方が法令遵守に関する指導等を行っているが、バス協会でも、事業者に対する支援を検討できないか。

■総合的な対策を踏まえた改正について（資料5参照）

○シートベルトの装着に関して、米国における個人的経験として、乗客全員がシートベルトをするまで発車しない場面に出会ったことがある。日本においても同様にすべきではないか。

○貸切バスの乗客はシートベルトをしている人が増えてきている印象であり、改善されてきているが、まだまだシートベルトをしていない人も多い。シートベルトの重要性については継続した取り組みが重要であり、注意喚起をやり続けることが重要。

○安全確保のために、事業者、行政が一層懸命取り組んでいるのが現状と認識しているが、一般の乗客の協力を得ることも重要。インターネット上で乗客等が事業者の問題点を指摘するケースも多いため、直接国に対して情報提供することも検討すべきではないか。

■全体について

○PDCAサイクルを考慮することも重要。「総合的な対策」の中で、今回の事故を踏まえた各種の対策については、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてフォローアップすることとされているが、このワーキングで議論した内容については、ワーキングにもフィードバックして欲しい。

以上